



インダストリオール グローバル枠組み協定（GFA）ガイドライン

背景:

2012年6月、デンマーク・コペンハーゲンで開催された結成大会において採択されたインダストリオール・アクションプランは以下のグローバル枠組み協定（GFA）に関する全般的な政治戦略を確認した：

- 多国籍企業（MNC）における組合ネットワーク、国際枠組み協約/グローバル枠組み協約（GFA）の利用によって、国境を越えた勧誘・組織化キャンペーンを展開する。
- 世界・地域レベルで定期的な社会的対話のメカニズムを確立するために MNC との合意を求め、世界レベルの交渉につながる建設的な労使関係を構築できるようにする。
- MNC と GFA 以外の協約も締結できるようにするために、必要な組織的手続きを確立する。
- GFAやOECDガイドラインをはじめ、あらゆる手段を利用する。

さらに、2012年10月17～18日、ドイツ・フランクフルトで開催されたインダストリオールのGFAに関する会議において、加盟組織はGFAおよび労働組合ネットワークに関する経験を徹底的に議論し、結成3組織によって過去に承認された原則と照会するよう、執行委員会に勧告を行った。

これに基づき、執行委員会は常設作業部会の設置を決定した。この作業部会は、提案されたGFA案および既存のGFAを検証し、インダストリオールが締結したGFAの状況について、成果の概要・課題・その他の進展を含めた年間報告書を執行委員会に提出する。また、書記局および執行委員に対して、提案されたGFA案に関する意見・勧告を伝える。

GFAの主要項目：

グローバル枠組み協定は、ILO の条約および法理に示された権利、1998年の労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に含まれている権利に明確に言及し、これらを承認しなければならない。それらの条約には以下を含む：

- 結社の自由と団体交渉（ILO 第 87 号および 98 号条約）；
- 差別（ILO 第 100 号および 111 号条約）；
- 強制労働（ILO 第 29 号および 105 号条約）；
- 児童労働（ILO 第 138 号および 182 号条約）

国内法が当該の ILO 条約より劣る場合、ILO 中核的労働基準および ILO の関連法理が優先される。

インダストリオールが、世界人権宣言、OECD 多国籍企業行動指針（改訂版）、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、企業と人権に関する国連基本原則および国連グローバルコンパクトなどの基本的な国際労働・人権基準の正式な承認を求めることは重要である。

GFAは以下の条件を満たす必要がある：

- 例外なく全世界の企業運営を網羅する；
- サプライヤー・下請け業者がその労働者に対して同様の基準を採用するという企業の強い絶対的なコミットメントを含む；
- 労働組合を好意的に扱い、あらゆる反組合的活動を慎み、労働組合に加入する、留まる、移る、関係を停止するという従業員の選択に関して、完全に中立であるという企業からのコミットメント
- 組合代表者は職場に適切にアクセスできなければならない
- 実施・施行・苦情取扱い手続きの効果的なメカニズムを含む。

当該多国籍企業は、現地の言語に翻訳された協定が労働者、マネージャー、サプライヤー、下請け業者まで行きわたり、これらのグループ全てに対し、協定の内容とその実施に関するトレーニングが行われるよう努めなければならない。

グローバル枠組み協定は、グローバルな企業 - 組合の協同機構の設置を含む、実施に関する合意したメカニズムを含まなければならない。

GFA の実施は書記長と密接に連携し、連絡を取りながら加盟組織が監視する。

苦情あるいはグローバル枠組み協定条項に対する苦情あるいは侵害があった場合には、合意したメカニズムに則りインダストリオールの基本的権利の侵害に対する連帯憲章を適用する。

手続き：

会長および書記長は、当該企業のあらゆる事業所／施設に組合員を擁する組合、とりわけ本社のある国の労働者を組織化・代表する組合と密に連絡を取り、部門共同議長、執行委員会委員、作業部会と密接に連携しながら、グローバル枠組み協定に関する協議を開始し、交渉し、締結し、署名を行う正式に承認された代表者である。

書記長は、事前の組合マッピング後、MNC との実質的協議が行われる前にできる限り早期に関連する加盟組織および作業部会に予定されている交渉の開始についての情報を知らせるものとする。最初の情報には、加盟組織および作業部会の意見を求めるために GFA 草案を含めるものとする。加盟組織および作業部会からの意見を集約後、書記長は正式な GFA 案を当該 MNC の経営者に送るものとする。

GFA の交渉において、書記長は当該企業に組合員を擁する加盟組織および作業部会に対する時宜を得た情報提供と協議を伴う、民主的、包括的、かつ透明性のある手続きを行うものとする。書記長は、当該加盟組織および作業部会に意見と提案を求めて、交渉プロセスを定期的に知らせる。

書記長は、必要であれば他のグローバルユニオンとの合同交渉を存在する場合には欧州労使協議会（EWC）および（あるいは）労働組合ネットワークに連絡ができるよう最善の努力をする。

グローバル枠組み協定に署名する前に、書記長は関係する加盟組織に情報提供と承認のために最終文書を送付する。書記長はまた、作業部会とも協議を行う。執行委員会委員にも時宜を得て情報が伝えられる。

会長および（または）書記長は、当該多国籍企業の事業所において組織化された労働者の過半数を代表する加盟組織の過半数がインダストリアルを代表して賛成を表明した場合に、グローバル枠組み協定に署名するものとする。

署名が行われた時点で、GFAは署名者間で合意した言語に翻訳され、インダストリオールのウェブサイトに掲載され、関係する加盟組織に配布される。